

# 自然犯と法定犯

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑法#2 / 動画: <https://youtu.be/tohuXhMU8As>

第1章 刑法の基礎 ② / 動画の内容を見返し用にまとめたものです (動画には含みません)。

## 1. 自然犯と法定犯とは [短答]

犯罪は、大きく自然犯 (刑事犯) と法定犯 (行政犯) に分けられます。

- 自然犯 = 法律がなくても「悪い」とわかる行為。殺人・窃盗・放火など。法律は「も

ともと悪い」を確認しているだけ (mala in se = それ自体が悪)。別名 **刑事犯**。

- 法定犯 = 行為そのものは道徳的に無色だが、国が行政上の必要からルールを作り、それを破ったから悪い。無免許運転・速度違反など。違反して初めて反道義性を帯びる (mala prohibita = 禁止されたから悪い)。別名 **行政犯**。

## 自然犯と法定犯

観点	自然犯 (刑事犯)	法定犯 (行政犯)
性質	もともと悪い行為	ルールを破ったから悪い
具体例	殺人・窃盗・放火	無免許運転・速度違反
『知らなかった』	通じにくい (悪いと知って当然)	ありうる (38条3項が論点)
別名	刑事犯	行政犯

イメージ：自然犯は「ルールブックを配られる前から誰もが反則と分かるプレー」、法定犯は「その競技だけのローカルルール (このコートでは赤い線を踏んだら反則)。読まないとも反則かどうか分からない」。

## 2. 区別は相対的 (時代で動く) [短答]

この区別は固定ではなく、社会の「悪い」という感覚で動きます。たとえば飲酒運転は、かつては「ただのルール違反」 (法定犯に近い扱

い) と考えられていましたが、重大な死亡事故が相次ぎ、社会の怒りを背景に厳罰化が進んだ結果、今日では自然犯に近い重さで捉えられています。ストーカーや児童ポルノも、近年になって本格的に犯罪化・厳罰化された同じ流れです。

覚えるポイント — 区別は固定でない

- 社会の「悪い」という感覚で動く
- 飲酒運転：法定犯 (的扱い) → 厳罰化 → 自然犯 (的扱い) へ

- 出どころが「ルール違反」から「本来悪い」へ移った＝本質的でなく相対的

### 3. 実益①「知らなかった」と刑法38条3項〔短答・論文（送り）〕

この区別の実益の1つ目は、「法律を知らなかった」の扱いです。

- 自然犯は「悪いと知っていて当然」→「知らなかった」はまず通らない。
- 法定犯は、細かい行政規制を本当に知らないことがある→「知らなかった」が現実の問題になる。

ここで条文に着地します。

【条文】刑法38条3項（法律の不知）法律を知らなかつたとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかつたとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

- 原則＝法律を知らなくても、それだけでは故意は否定されない（＝「知らなかった」では逃げられない）。
- 例外＝ただし書。情状により、刑を減輕できる（法定犯で「どうやっても知りようがなかった」等の事情に効く余地）。

※「違法性の意識は責任故意の要件か（厳格故意説／制限故意説／不要説）」という学説の本論と、法律の錯誤の処理は #27 責任故意・違法性の意識 で扱います。故意の意義・事実の錯誤は #16・#17 へ。

### 4. 実益②行政刑法の特徴（両罰規定・過失処罰）〔短答〕

実益の2つ目は、法定犯（行政刑法）に固有の特徴があることです。

- 両罰規定＝違反した本人だけでなく、その事業主・法人も罰金で処罰する規定が多い（自然犯＝「悪いことをした本人」の責任が原則なのと対照的）。

- 過失処罰規定も比較的多い／故意・他人の行為への責任を、行政犯の特殊性から刑法の原則と変えて解釈する見解も有力。

出どころが「行政目的の達成」だからこそ、個人の道義的非難を超えた処罰の仕組み（法人処罰・過失処罰）が正当化されやすい、と理解すると軸でつながります。

※ 法定犯＝法律で犯罪と定めたもの。「何が犯罪かを法律で決める」罪刑法定主義は #5 で扱います。

### 短答ひっかけ

- 自然犯／法定犯の区別は固定でなく相対的（社会の「悪い」感覚で動く＝飲酒運転は法定犯的扱い→厳罰化→自然犯的扱いへ）。
- 「法律を知らなかった」はそれだけでは故意を否定しない（刑法38条3項本文）。ただし情状により刑を減輕できる（ただし書）。原則と例外を取り違えない。
- 行政刑法（法定犯）には両罰規定（事業主・法人も処罰）・過失処罰が比較的多い。自然犯の「本人の責任が原則」と対照。
- mala in se（それ自体が悪＝自然犯）と mala prohibita（禁止されたから悪い＝法定犯）の対応を逆にしない。

### 今日の地図（保存版）

- 自然犯（刑事犯）＝本来悪い（殺人・窃盗・放火）／法定犯（行政犯）＝ルールを破ったから悪い（無免許運転・速度違反）
- 区別は相対的（時代で動く＝飲酒運転）
- 実益①「知らなかった」は法定犯で論点→刑法38条3項（原則 故意は否定されない／情状により減輕できる）に着地
- 実益②行政刑法の特徴＝両罰規定・過失処罰
- 送り：違法性の意識の要否→#27／故意・錯誤→#16・#17／罪刑法定主義→

次回は第1章③「刑法の2つの機能」。刑法が果たす法益保護機能と自由保障機能を扱

います。